○史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会設置規則

平成２５年２月２７日
益田市教育委員会規則第５号

（趣旨）

第１条　史跡益田氏城館及び関連遺跡群の適切な保存、整備、活用及び管理に関し必要と認める事項について専門的な見地から意見を求めるため、史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、益田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

⑴　史跡益田氏城館及び関連遺跡群の保存、整備及び活用に関すること。

⑵　史跡益田氏城館及び関連遺跡群の保存管理計画に関すること。

⑶　その他必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　益田市文化財保護審議会委員

⑶　文化庁担当職員

⑷　島根県教育庁文化財課担当職員

⑸　その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ１人置き、委員のうちから互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第７条　委員会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任期を定めて委嘱する。

（専門部会）
第８条　委員会は、専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、委員の中から委員長が指名した者及び前条に規定する専門委員で組織する。
３　専門部会の委員のうち、部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。
（関係者の出席等）
第９条　委員長は、会議に必要な事項の意見を聞くために、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第１０条　委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
（委任）
第１１条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（会議招集の特例）
２　第４条第１項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、教育委員会が招集する。

附　則（平成２６年１０月２９日教委規則第１１号）
この規則は、平成２６年１１月１日から施行する。